収受
4.11.-9
日本税理士会連合会

官　企　3　－　41
官　改　2　－　6
官　税　1　－　96
課　個　4　－　69
課　資　6　－　69
課　法　11　－　14
課　軽　1　－　60
徴　管　2　－　91
令和４年11月９日

日本税理士会連合会
　会長　神津　信一　殿

国税庁長官

令和４年分所得税の確定申告に向けたe-Taxを利用した申告等の周知について
（協力依頼）

税務行政につきましては、平素より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税庁においては、政府全体のデジタル社会の実現に向けた取組の一環として、納税者の利便性向上と税務行政の効率化を図る観点から、引き続き、税務行政のデジタル化を推進してまいりますので、以下の事項について、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

１　自宅からのe-Taxを利用した申告の周知について

国税庁では、自宅からのe-Taxを利用した申告の推進に取り組んでおり、直近の令和３年分の所得税の確定申告では、自宅から納税者ご自身によりe-Taxを利用して申告した方の数（約442万人）が、税務署の確定申告会場で所得税の申告書を作成・提出した方の数（約311万人）を初めて上回りました。

また、e-Taxを利用して申告した方のうちスマホを使って申告した方も大幅に増加しており、直近の令和３年分の所得税の確定申告では、スマホによる申告の機能の提供を開始した平成30年分の確定申告と比較して約12倍に当たる約153万人の納税者にご利用いただいています。

国税庁では、毎年、利用者へのアンケートでいただいたご意見・ご要望等も参考とさせていただき、機能改善も含めた利便性の向上に取り組んでおり、上記のような利用者数の飛躍的な増加は、各税理士会及び各支部の税理士の皆様並びにその従業員の皆様へ e-Tax を利用した申告の周知に御協力いただいた結果であるとともに、多くの納税者の皆様に、自宅からの e-Tax の利便性を体験していただいた結果の現れでもあると考えております。

他方で、依然として、税務署の確定申告会場で所得税の申告書を作成・提出した方や、書面の申告書を持参又は郵送により税務署へ提出した方も多くいらっしゃる状況で、給与所得者の方が大多数を占めております。

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、これらの方法で申告されている方々や、これから初めて申告される方々でも、画面に表示される案内に沿って入力等を行っていただけば e-Tax を利用した申告を行うことが可能となっております。

特に、マイナンバーカードを活用することで、マイナポータル連携（各種控除証明書等の発行主体からの情報連携による自動入力）やメッセージボックスへ格納された情報の閲覧（税務署からのお知らせや申告に必要な情報等の閲覧）など、より利便性を享受していただけるものとなっております。

貴会におかれましては、上記のような本取組の趣旨・内容について御理解をいただきますとともに、自宅からの e-Tax を利用した申告の更なる推進に向けて、別添１及び別添２を活用するなどして、各税理士会及び各支部の税理士の従業員の皆様へ周知していただきますよう御協力をお願い申し上げます。

（具体的な周知方法の例）

- 従業員用のポータルサイトへの掲載やメールによる周知
- 食堂等の従業員が集まる場所への掲示
- 源泉徴収票の交付時に併せた周知

別添１　「さあ自宅で e-Tax！確定申告書等作成コーナーから」
（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r4_smart_shinkoku/pdf/01.pdf）

別添２　「マイナポータル連携で確定申告書に自動入力」
（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r4_smart_shinkoku/pdf/03.pdf）

２　マイナンバーカードの積極的な取得及び利活用の周知について

政府全体として、マイナンバーカードの積極的な取得及び利活用の促進に取り組んでいるところ、マイナンバーカードを利用した e-Tax による確定申告や、マイナポータル連携を活用した年末調整・確定申告手続は、マイナンバーカードの利活用促進の観点からも重要でありますので、各税理士会及び各支部の税理士の皆様並びにその従業員の皆様への積極的な周知について、御理解・御協力をお願い申し上げます。また、各税理士の皆様にあっては、顧問先の方々に対しましても、当該周知を行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、マイナポータル連携を行うためには、マイナンバーカードの取得が必要になります。また、今後、マイナポータル連携により自動入力される情報は順次拡大され、

年末調整・確定申告手続が更に簡便化されますので、マイナンバーカードの取得促進についても御協力をお願い申し上げます。

また、マイナンバーカードの健康保険証の利用申込及び公金受取口座の登録の周知についても併せて御協力をお願い申し上げます。

3　年末調整手続の電子化の促進への御協力のお願いについて

国税庁では、年末調整の一連の手続をデータ処理することにより、勤務先・従業員双方の年末調整に係る事務負担の軽減が期待されることから、年末調整手続の電子化を推進しており、「年末調整控除申告書作成用ソフトウエア」（従業員が年末調整申告書を作成するソフトウエア。以下「年調ソフト」といいます。）の無償提供、マイナポータル連携（保険料控除証明書等をマイナポータル経由で電子データとして一括入手し、各種申告書に自動入力できる仕組み。）の導入を行っているところです。

また、この年末調整手続の電子化については、国税庁ホームページ内に「年末調整手続の電子化に向けた取組について」ページを設け、電子化の導入方法や年調ソフトの使用方法に関する別添３を掲載して周知・広報にも取り組んでいます。

つきましては、年末調整手続の電子化によるメリットを享受していただけるよう、別添３を活用するなどして、各税理士会及び各支部の税理士の皆様に対して年末調整手続の電子化について周知いただきますよう、御協力をお願い申し上げます。また、各税理士の皆様にあっては、顧問先の方々に対しましても、当該周知を行っていただきますようお願い申し上げます。

別添３　「今年こそ年末調整を電子化しましょう！」
(https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/pdf/0022007-120.pdf)

4　インボイスの登録申請及び通知の受領について

令和５年10月から「インボイス制度」が開始され、制度開始時からインボイスを発行するためには、原則として、令和５年３月末までにインボイス発行事業者の登録申請が必要になります。

国税庁では、登録を予定されている課税事業者の方におかれては、インボイス制度への準備に必要な期間を確保する等の観点から、来年３月末の申請期限を待つのではなく、できるだけ早期の申請をご案内しております。

登録申請及び登録通知の受領の双方に当たっては、是非 e-Tax の利用をお願いします。e-Tax で登録申請を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができ、登録通知を e-Tax で受領すると、紛失リスクがないなどのメリットがあります。

各税理士会及び各支部の税理士の皆様に対し、登録申請に当たっては、登録通知の受領を含め、積極的に e-Tax をご利用いただくよう周知していただくなど、御協力をお願い申し上げます。

5　キャッシュレス納付の利用拡大

国税庁では、納税者利便の向上と現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減するため、令和７（2025）年度までにキャッシュレス納付割合を４割とすることを目指し、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでおります。

このキャッシュレス納付には、ダイレクト納付（e-Tax による口座振替）やインターネットバンキングといった電子納税、振替納税、クレジットカード納付があります。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からも、非対面の納付手続であるキャッシュレス納付は有効な手段です。できる限り多くの方にキャッシュレス納付のメリットを知っていただくため、別添４を活用し、各税理士会及び各支部の税理士の皆様へ周知をお願い申し上げます。

特に、ダイレクト納付は、e-Tax で申告をした後に簡単な操作で事前に届け出た預貯金口座からの引落しにより納付でき、源泉所得税を毎月納付している方に便利ですので、各税理士会及び各支部の税理士の皆様に対して顧問先による利用を積極的に働きかけていただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

また、令和４年 12 月から、決済専用 Web サイト（スマートフォン専用）において、スマホアプリ（〇〇Pay 等）を使用することにより納付可能となりますので、併せて周知をお願い申し上げます。

別添４　「キャッシュレスで国税の納付ができます！」
（https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/pdf/r02/201020.pdf）

6　税務手続のオンライン（e-Tax）利用の推進について

国税庁においては、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、これまでも、オンライン(e-Tax)の利用を推進してきたところです。

e-Tax を利用することで、手続いただく皆様の利便にもつながります。所得税の確定申告の自宅からの e-Tax やキャッシュレス納付以外の手続についても、各税理士会及び各支部の税理士の皆様が、積極的に e-Tax をご利用していただくよう、御協力をお願い申し上げます。また、各税理士の皆様にあっては、顧問先の方々に対しましても、当該周知を行っていただきますようお願い申し上げます。

御不明な点につきましては、次頁の連絡先までお問い合わせください。

【連絡先】

自宅からの e-Tax を利用した申告の周知について
国税庁　個人課税課　監理第一係　佐ノ木
03－3581－4161（内線 3790）

マイナンバーカードの取得及び利活用の周知について
国税庁　企画課　企画第二係　黒川
03－3581－4161（内線 3891）

年末調整手続の電子化に向けた取組についてのページ
及び年末調整手続の電子化の促進
国税庁 法人課税課 源泉監理第二係　古閑
03－3581－4161（内線 3409）

インボイスの登録申請及び通知の受領について
国税庁 軽減税率・インボイス制度対応室 総括係　鎌田
03－3581－4161（内線 3376）

キャッシュレス納付の利用拡大
国税庁　管理運営課　監理第一係　井上
03－3581－4161（内線 3946）

税務手続のオンライン（e-Tax）利用の推進について
国税庁 デジタル化・業務改革室 企画係　平川
03－3581－4161（内線 3331）

さぁ 自宅で e-Tax! 確定申告書等作成コーナーから

作成コーナー

自動計算

画面の案内に沿って入力するだけで作成・送信♪

自動入力

マイナポータル連携でデータをまとめて入力♪

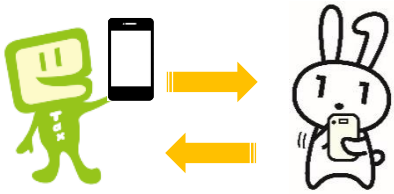

自宅から

確定申告はご自宅で！スマホで申告できます♪

「自宅からのe-Tax」５つのメリット！

税務署への持参

不要

印刷・郵送代

不要

添付書類

不要※

※一部の書類は除きます

確定申告期間の利用可能時間

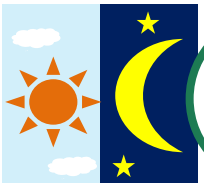

24時間※ いつでも

※メンテナンス時間を除きます

還付金

早期還付

３週間程度で還付！

書面提出の場合は
１か月～１か月半程度で還付

確定申告書等作成コーナーの入力方法は動画でチェック

スマホ申告

医療費控除

マイナンバーカード方式

こちらからアクセス！

確定申告　動画

確定申告書等作成コーナーの便利な機能はこちら♪

スマホで申告！ カメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力！

源泉徴収票の記載内容を自動入力！

パソコンで申告！ スマホがICカードリーダライタの代わりに！

用意するものは次の２つ

マイナンバーカード

＋

マイナンバーカード読取対応のスマートフォン

ICカードリーダライタ不要！

マイナポータルアプリをインストールするだけ！

令和４年分（令和５年１月以降）からさらに便利に！

マイナンバーカードの読み取り回数が１回に！※

①e-Tax登録情報の確認（読取１回目）

②電子署名の付与（読取２回目）

③e-Taxへのログイン（読取３回目）

①e-Taxへのログインのみ！

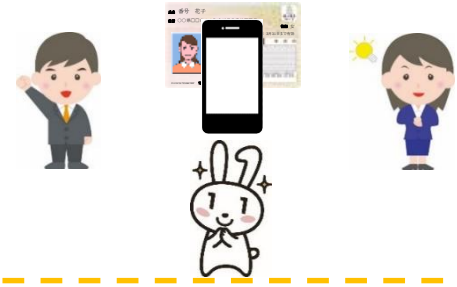

※過去にマイナンバーカード方式で申告された方が対象です。

青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に！パソコンの画面もリニューアル！

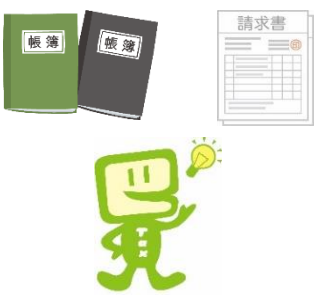

スマホ画面

パソコン画面

・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

R4.8

作成コーナー × マイナポータル

マイナポータル連携で確定申告書に自動入力！

証明書等のデータを一括取得し、自動入力できます。
一度ご利用いただければ、そのメリットを実感！

令和５年1月以降の マイナポータル連携の自動入力対象はこちら

- 医療費 ・・・ １年間分の情報が取得可能に！ NEW
- ふるさと納税
- 公的年金等の源泉徴収票 NEW
- 国民年金保険料 NEW
- 生命保険
- 地震保険
- 株式の特定口座
- 住宅ローン控除関係

今後も順次拡大予定！

- 給与所得の源泉徴収票
- iDeCo
- 小規模企業共済等掛金

など

! マイナポータル連携の詳細については、国税庁HPの「**マイナポータル連携特設ページ**」でご確認ください。

! ご利用いただくためには、**事前設定が必要**です。
事前設定については、**裏面**をご参照ください。

! 証明書等の発行主体がマイナポータル連携に対応している必要があります。**発行主体の一覧**はこちら。
（発行主体の一覧は随時更新してまいります。）

～マイナポータル連携の事前設定等～

マイナンバーカードの取得

マイナポータル連携のご利用には、
マイナンバーカードが必要です。

マイナンバーカードの交付申請はこちら

マイナンバーカードはメリットがいっぱい!!

マイナンバーカードで マイナポイント 第2弾

1. コンビニで各種証明書が取得可能
2. 本人確認書類として使用可能
3. 健康保険証と一体化
4. 新型コロナワクチン接種証明書が取得可能
5. 運転免許証と一体化予定（令和６年度末）

マイナポイント事業の詳細はこちら

事前設定の専用ページ（マイナポータル）にアクセス

事前設定は、取得したい証明書等の種類を選択していただき、

画面の案内に沿って進めるだけで事前設定が完了する

専用ページを開設していますので、ぜひご利用ください。

スマートフォン画面

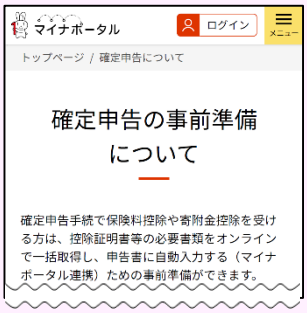

パソコン画面

マイナポータル連携　事前準備

マイナポータル連携の事前設定ページはこちら

! 事前設定には、以下のものが必要です。
- マイナンバーカード
- マイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダライタ）

! 事前設定から、実際に証明書等のデータをマイナポータル連携により取得できるようになるまでに、数日を要することがありますので、前もっての設定をお願いいたします。

確定申告書等の作成

作成コーナー

確定申告書等作成コーナーはこちら

スマートフォン画面

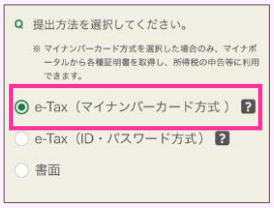

パソコン画面

・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

今年こそ 年末調整を電子化しましょう！

年末調整の電子化とは、
①控除証明書等の電子データを利用し、②控除申告書を電子的に作成・提出することをいいます。
※　年末調整を電子化するには、電子化に対応した市販ソフトウエアまたは国税庁が提供する年末調整申告書作成用ソフトウエア（年調ソフト）が必要です。

電子化のメリット

年末調整関係書類のチェック事務が削減

控除証明書（はがき）

どこに記入すればいいんだっけ？
計算方法は、、、

正しく記入されているかチェックしないと、、、

電子化すると・・・

控除証明書（データ）

自動転記だから簡単！
控除額の計算も不要！

インポート

自動入力・自動計算だからチェック事務が削減！

年末調整手続がペーパーレス化

テレワークなどの場合、郵送や出社が必要

書類を７年間保管できるスペースが必要

電子化すると・・・

出社しなくても簡単に提出！

データ提出

データ保管だから省スペース！

控除証明書の電子化の状況

生命保険会社が発行する控除証明書の **約85%**
損害保険会社が発行する控除証明書の **約90%**
が電子化に対応！！

注1）令和3年10月現在
注2）生命保険会社においては「契約件数」を、損害保険会社においては「払込保険料」を基に電子化の割合を計算

控除証明書を電子で発行する保険会社等は、今後更に拡大する予定です！

キャッシュレスで国税の納付ができます！

◎キャッシュレス納付

・国税の納付は、①金融機関や税務署等の窓口に赴く必要がなく、②自宅や事務所などから納付手続が可能な非対面の「キャッシュレス納付」が便利です。

・国税庁では次のとおり便利な納付の手続をご用意しておりますので、この機会に是非「キャッシュレス納付」のご利用をお願いします。

◎キャッシュレス納付手段

① ダイレクト納付

【こんな方におススメ】
e-Taxで申告されている方、源泉所得税など頻繁に納付手続をされている方

【納付方法】
パソコンやスマホから簡単な操作で預貯金口座からの振替により納付

【事前手続】
e-Taxの開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出

② 振　替　納　税

【こんな方におススメ】
申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を毎年提出する必要のある方

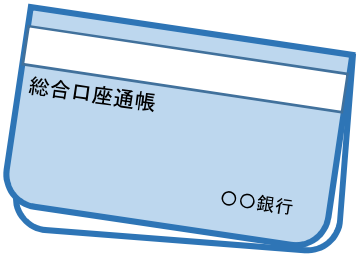

【納付方法】
預貯金口座から自動的に引落し

【事前手続】
振替依頼書の提出
※令和３年１月からe-Taxによる提出が可能になりました。

③ インターネットバンキング

【納付方法】
インターネットバンキング等による納付

【事前手続】
e-Taxの開始届出書の提出、インターネットバンキングの契約の締結

④ クレジットカード納付

【納付方法】
「国税クレジットカードお支払サイト」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付手続
※　納税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は国の収入になるものではありません。）。